平成 29 年度　久留米市下水道事業注記表

Ⅰ　重要な会計方針

地方公営企業法施行令にもとづく地方公営企業会計基準を適用して、財務諸表等を作成している。

1　固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

減価償却の方法　　定額法による。

主な耐用年数

建物	0～50 年
構築物	0～50 年
機械及び装置	0～20 年
車両運搬具	0 年
工具、器具及び備品	0～15 年

平成 26 年 4 月 1 日地方公営企業法適用(以下「法適用」という。)により、法適用後の減価償却の耐用年数は残存耐用年数のため、減価償却済みの資産については耐用年数が 0 年になる。

(2)リース資産

現在リース契約を締結しているものは、所有権移転外のファイナンス・リース取引、オペレーティング・リース取引であり、所有権移転外のファイナンス・リース取引について、久留米市企業局は、地方公営企業法任意適用事業者の特例的会計処理が認められているため、通常の賃貸借取引に準じた会計処理を行なっている。

2　引当金の計上方法

(1)退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における下水道事業が負担すべき退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。

(2)賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給及びそれらに係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額(12 月から 3 月までの 4 ヶ月分)を計上している。

(3)貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等により、回収不能見込額を計上している。

3　消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、決算報告書については税込方式、損益計算書、貸借対照表、剰余金計算書については税抜方式によっている。

Ⅱ　貸借対照表等関連

1　企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む）のうち、他会計が負担する額は、24,698,538 千円である。

2　引当金の取り崩し

(1)退職給付引当金の取り崩し

平成 29 年度において、退職手当として 6,341,526 円を支給することになったため、退職給付引当金 6,341,526 円を取り崩した。

(2)賞与引当金の取り崩し

平成 29 年度において、期末手当及び勤勉手当の支給並びに法定福利費として 95,308,241 円を支出するために、賞与引当金 34,145,744 円を取り崩した。

(3)貸倒引当金の取り崩し

平成 29 年度において、不納欠損処分に係るものとして、貸倒引当金 3,392,980 円を取り崩した。

3　リース契約により使用する固定資産

(1)所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1年内	14,999,931 円
1年超	11,339,350 円
計	26,339,281 円

(2)オペレーティング・リース取引に係る未経過リース料相当額

1年内	3,555,781 円
1年超	1,777,891 円
計	5,333,672 円

Ⅲ　セグメント情報の開示

久留米市下水道事業は、下水道事業のみの単一セグメントであり、損益計算書及び貸借対照表等と重複することからセグメント情報は省略する。